

地域福祉部

I. 部の使命

社会資源を活用することで、誰もが住み慣れた地域において、より自立した生活が実現できるよう、環境整備に取り組んでいきます。

【成果指標】

- ・障がい者相談件数
- ・一般就労した障がい者数
- ・居宅生活移行者数

II. 部の現状と課題

■顧客の視点

- ・重度障がい者を抱える家族の介護負担は大きく、重度障がい者通所施設の充実が求められています。
- ・障がいのある方とその家族の地域生活の安定に向けた相談支援が求められています。
- ・生活困窮者・離職者の就労、住宅確保等生活の安定に向けて支援が求められています。
- ・行政や既存の福祉団体が提供するサービスだけではなく、地域住民が主導する新たな地域福祉活動のあり方が模索されています。

■資源の視点

- ・重度障がい者を除き、通所系サービス(法人サービス)の充足率は高くなっています。
- ・福祉相談支援を行っているため、市民からの声を直接聴くことができます。
- ・国のセーフティーネット支援対策等事業費等での財源確保を行います。
- ・市民後見推進について、国のモデル事業費により財源確保を行います。
- ・成年後見推進機関を設置し、高齢者支援センターと連携して成年後見を推進しています。

■比較の視点

- ・他市に比べ、障がい者就労への支援が、充実しています(就労・生活支援センター2箇所、定着支援事業者1事業者)。
- ・町田市福祉のまちづくり推進計画は、ユニバーサルデザインの理念に基づく事業の継続的な改善の仕組みづくりの観点から全国的にも独自性のある計画となっています。
- ・他市に比べ、民生委員活動が活発に行われています。
- ・当市の成年後見推進事業の先進的な取組が、国のモデル事業に選ばれています。
- ・社会福祉法人の認可、指導検査の実績は、都内のトップクラスです。

■環境変化の視点

- ・2014年1月に国は障害者権利条約を批准しました。
- ・2016年4月に障害者差別解消法が施行されます。
- ・生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されます。
- ・法人指導検査の権限移譲を契機に、東京都と区市の間で福祉サービスの指導検査を一体的に実施するための検討が始まっています。また、国が「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を設置し、法人制度の見直しを進めています。
- ・2014年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金を支給します

Ⅲ. 中・長期目標

	部の経営課題	指標	現状値	目標値	達成時期
1	障がい者の社会参加 ・重度障がい者通所施設整備 ・障がい者就労支援	・医療的ケアを必要とする重度障がい者の通所施設定員数 ・一般就労した障がい者数	・45人 ・272人(過去5年間の就労者数)	・70人 ・年間60人	・2016年度 ・2014年度
2	市民の生活を支える ・セーフティネットの充実	・居宅生活移行者数	・8人	・40人(5カ年累計)	・2016年度
3	福祉のまちづくり・地域福祉の推進 ・地域で支え合う福祉の促進 ・福祉のまちづくりの推進 ・市民後見人育成事業の推進	・地域福祉健康連絡会の結成数 ・福祉のまちづくり推進計画実行実績 ・市民後見人育成の実施 ・成年後見制度推進シンポジウムの開催	・11地区 ・推進計画の実行 ・実施準備 ・開催準備	・12地区 ・実行及び評価 ・実施 ・開催	・2015年度 ・2016年度 ・2016年度 ・2014年度
4	業務執行体制の確立・強化 ・社会福祉法人及び福祉サービスの一体的指導検査の実施	・社会福祉法人及び福祉サービスの一体的指導検査の実施	・庁内における情報共有・調整	・社会福祉法人及び福祉サービスの一体的指導検査の実施	・2017年度

Ⅲ. 年度目標

順位	課題	取組項目	具体的な活動内容	指標	目標
1	3	みんなが福祉に携わる環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働推進課と連携し、地区協議会(地域福祉健康連絡会)の活動の支援を行います。 ・2015年度に策定する地域福祉計画(第3次)のための準備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区協議会(地域福祉健康連絡会)の活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援実施
2	1	障がい者がその人らしく生活できる環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを必要とする重度障がい者の通所施設整備を、2016年度内の開所に向け支援します。 ・障がい者の就労と、その後の定着支援を促進します。 ・町田市障がい福祉事業計画(第4期)を策定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等の決定 ・就労した障がい者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者決定後整備計画作成開始 ・60人
3	2	自立生活移行促進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・無料低額宿泊所入所者への生活指導、就労支援及び居宅移行支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅生活移行者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・8人
4	3	市民後見人育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人育成を開始します。成年後見制度の更なる普及の一環として、成年後見制度推進シンポジウムを開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・育成の実施 ・シンポジウムの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 ・開催
5	1	障がい者相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障がい、成年後見、発達障がい、その他の福祉の総合相談についての相談支援の充実を図ります。 ・障がいの多様化について福祉講座を開催し、障がいに関する普及啓発を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・420件
6	2	生活困窮者支援制度の導入に向けた体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法が2015年度4月に施行されることに伴い、実施事業の選定、実施手法及び実施体制の検討を行い、確立します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業、実施手法、実施体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業、実施手法、実施体制の確立
7	4	指導検査による社会福祉法人の実態把握及び指導	<ul style="list-style-type: none"> ・23法人に対して指導検査及び財務分析を実施し、課題等の把握・指導をします。 ・2か年にわたって把握した全所轄法人の課題・指導について報告書を作成、公表し、適正な法人経営の維持向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握する法人の数 	<ul style="list-style-type: none"> ・23法人